

経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号（イ）－①～④の認定について

《手続きについて》

- ① 金融機関等に利用の相談をしてください。
市ウェブページから書式をダウンロードし、申請書・補助資料を作成して下さい。
- ② 必要書類を揃えて、商工観光課へ提出して下さい。
申請は金融機関による代理申請も可能です。その場合は委任状が必要です。
申請は電話による事前予約制です。（下記問合せ先参照）
予約なく来庁された場合、当日の予約状況等により、対応できない場合があります。
- ③ 認定書を申請の翌業務日以降に原則として郵送で交付いたします。
- ④ 認定証の申込期間内（市の認定日から30日以内）に、金融機関又は信用保証協会に対して保証申込をして下さい。

《認定要件》

セーフティネット保証5号の指定業種（以下「指定業種（※1）」という）に属する事業を最低1つは営んでいる上で、以下の要件を満たしていること。

通常の様式

1. 認定要件（イ）－①
指定業種のみを行っており、最近3か月（※2）の売上高が前年同期比で5%以上減少していること。
 2. 認定要件（イ）－②
指定業種と非指定事業に属する事業を行っており、最近3か月における指定事業の売上高が全体の売上高の5%以上を占めており、かつ全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同月比で5%以上減少していること。
- 創業者（業歴1年3か月未満）の様式
3. 認定要件（イ）－③
指定業種のみを行っており、最近1か月の売上高がその直前3か月の月平均売上高比で5%以上減少していること。
 4. 認定要件（イ）－④
指定業種と非指定事業に属する事業を行っており、最近1か月の売上高が全体の売上高の5%以上を占めており、かつ全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前3か月の月平均売上高比で5%以上減少していること。

※①～④のどの要件に当てはまるかは、認定要件確認用フローチャートを使用し、確認して下さい。

《提出書類》

※書類の「%表示」は小数点第2位を切り捨て、第1位まで記入すること。

提出書類		備考・注意事項	✓欄
【法人・個人共通】	1) 認定申請書	円単位で表記のこと。	
	2) 添付資料	実印を押印すること。月次の売上高等を記入すること。	
	3) 確定申告書(直近1期分)【写し】	【個人】青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告） 【法人】決算書及び法人事業概況説明書 を併せて添付すること。	
	4) 最近3か月間（③・④の場合は1か月間）の売上高等を証明する資料	試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等。 ※3か月合計や売上のみ記載ではなく、各月（②・④の場合は業種毎）の売上内容がわかる資料。	
	5) 4)の期間に対応する前年同期（③・④の場合は最近1か月間の直前の3か月間）の売上高等を証明する資料	試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等。 ※3か月合計や売上のみ記載ではなく、各月（②・④の場合は業種毎）の売上内容がわかる資料。	
	6) 業種毎の最近1年間（※3）の売上が確認できる資料		
	7) 委任状（任意様式）	代理人（金融機関等）が認定申請手続きを行う場合は添付すること。	
【法人】	商業登記簿履歴事項全部証明書【写し】	インターネット取得のものでも可。	
【個人】	開業届または許認可証【写し】	インターネット取得のものでも可。	

注1) 必要に応じて、事業内容が分かる会社パンフレット類を求めることがあります。

注2) 複数の認定要件に当てはまる場合、どの要件で認定申請をしても構いません。

※1 指定業種…日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類で指定済の業種。詳しくは中小企業庁のホームページを参照。

※2 最近3か月間…申請月の前々月を含む3か月間 ※3 最近1年間…申請月の前々月を含む1年間。

（「最近3か月間」と「最近1年間」における直近の月は同じになります。）

問合せ先：八千代市商工観光課（TEL047-421-6761）